

## 1. 財政健全化法の概要について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することとなりました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキーム（枠組み）に従って財政健全化を計ることとなります。

です。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による公表）

## 2. 早期健全化基準・・・自主的な改善努力による財政健全化

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、早期健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事へ報告します。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、県知事から必要な勧告を受けることとなります。

また、早期健全化基準以上となった場合には、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

栗東市の場合はいずれの早期健全化基準にも達しませんでした。

## 3. 財政再生基準・・・国等の関与による確実な再生

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生団体となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。また、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることとなります。